

令和2年12月吉日

法務大臣 上川 陽子 様

要 望 書

—選択的夫婦別姓制度（氏承継制度）の早期導入—

日本女性法律家協会

会長 佐 貫 葉 子

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて当協会は、昭和25年（1950年）に設立された、女性の裁判官、検察官、弁護士及び法学者からなる団体であり、長年にわたり、夫婦の氏の問題について取り組んできたところ、改めて以下のことを要望致します。

I 要望事項

選択的夫婦別姓制度（氏承継制度）を内容とする早期の民法改正を求めます。

II 要望の理由

1 民意の変化（賛成する意見が多数に）

令和2年3月から4月にかけて、朝日新聞社と東京大学が、選択的夫婦別姓制度等についての共同調査を行いました。その結果によれば、自由民主党支持層で賛成意見が急増し、平成29年調査時から25ポイント増えて、54%となり、賛成派が多数を占めるに至りました。また、自由民主党支持層における反対派は、わずか17%であ

り、賛成派の3分の1以下にとどまっております。これに対して、令和元年参議院選挙の際に行った候補者を対象にした調査では、自由民主党候補者の賛成派は19%でした。他方で、その他の党の候補では、賛成派が8割以上を占めており、自由民主党候補者の意識は、現在の有権者の意識やその他の党の候補者の意識と、大きく乖離しているといわざるを得ません。

また、令和2年1月に行われた全国世論調査では、選択的夫婦別姓について賛成が69%で、反対の24%を大きく上回り、特に、現在及び将来の主たる婚姻世代である50代以下の女性の実に8割以上は、賛成でした。

このように、今や国民の意識は、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見が、多数を占めております。

2 他国の例／国連女子差別撤廃委員会からの度重なる勧告

世界に目を向けてみても、婚姻に当たって、夫婦の氏を同一とすることを法律で強制している国は、今や日本だけです。

また、日本が締結をしている女子差別撤廃条約において、同条約の遵守状況を審査する国連女子差別撤廃委員会は、平成28年に実施された日本の第7回・第8回定期報告書の審査についての総括所見（最終見解）において、「2015年（平成27年）12月16日に最高裁判所は夫婦同氏を求めている民法第750条を合憲と判断したが、この規定は実際には多くの場合、女性に夫の姓を選択せざるを得なくしていること」に懸念を表明し、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を勧告しました。日本は、これまでも繰り返し同様の勧告を受け続けており、世界の常識から取り残された由々しき状況にあるといわざるを得ません。

3 氏の減少や婚姻率・出生率の低下の防止に寄与

この点について別の側面から見れば、婚姻に当たって、2人の氏をいずれか一方に必ず揃えなければならないとすることは、少子化が進む日本において、氏が減少し続けることを意味します。また、互いを尊重し、相手に氏を変えさせることを強制したくないと思う平等な夫婦が、かえって、婚姻をすることができないという不平等な取扱いを受け、これが婚姻率や出生率にも影響を及ぼしているものと考えられます。

互いの氏を保ったまま結婚をすることができるという新しい選択肢の提供は、個人の尊厳やアイデンティティーの保持といった個の問題だけにとどまらず、氏の承継や、婚姻率及び出生率の低下といった優れて現代的な課題の解決にも、有益であるといえます。

4 25年間にわたる当協会の取組

当協会は、選択的夫婦別姓制度について、かねてからその早期導入を求めてまいりました。

平成7年1月20日には、法務省民事局参事官より公表された「婚姻制度等に関する民法改正要綱案」に対し、夫婦の氏については選択的夫婦別姓の規定の導入に、女性のみ課した再婚禁止期間については規定の全面撤廃に、それぞれ賛同する野田愛子（元札幌高裁長官）会長名の意見書を同局同参事官に提出しています。

その後も、平成8年に法制審議会が法務大臣に答申した、選択的夫婦別姓導入や再婚禁止期間の改正等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」に基づいて、民法改正の早期実現を求める横溝正子会長名の要望書を平成9年10月に衆・参両院議長、法務大臣、女性の国会議員に提出しています。

さらに、平成28年3月にも、選択的夫婦別姓と再婚禁止期間廃止を内容とする民法の早期改正を求める紙子達子名の会長声明を発表し

ております。

このように、当協会は、四半世紀にもわたって、この問題の解決に取り組み続けてまいりました。

5 女性活躍推進政策との矛盾

自由民主党は、第2次安倍晋三内閣の発足以降、女性の活躍推進を重点政策として掲げておられます。そうであれば、その政権下において、選択的夫婦別姓制度の導入がなされないことは、一貫性を欠くといわざるを得ません。

なお付言すれば、夫婦同氏を求めている民法750条を合憲と判断した前記最高裁判所大法廷判決にあって、3人の女性裁判官全員が、他の2名の男性裁判官と共に、民法750条は憲法24条に違反するとの意見を述べていることに着目していただきたいと考えます。

6 個人のアイデンティティーの喪失、不利益、通称使用では解決にならないこと等

家族や親子・夫婦のあり方は多様化し、結婚後も女性が社会で活動することが普通になっている現状のもとで、氏の変更による自己のアイデンティティーの喪失や、それまでに形成された個人の信用や評価、自尊感情の維持が困難になる不利益の存在は、最高裁判決でも認めているところです。実際、司法の分野で働く女性も、日頃からこの不利益を実感しているところであり、通称使用の広まりによってその不利益が一定程度緩和されるとの見解は、氏を変更した当事者の実感から遊離したもので合理性があるとは認められません。そもそも通称使用は、便宜的なもので使用の拒否、許される範囲等が一律に決まっているわけでもなく、通称名と戸籍上の氏名との同一性という新たな問題を惹起することにもなりかねないことは前記の最高裁大法廷判決における少数意見でも指摘されているところです。

夫婦同氏を強制されるために婚姻届を提出しない事実婚夫婦や、結婚をためらう事態まで生じている現状で、夫婦同氏以外を認めない民法750条の違憲性は明らかと考えます。

7 前記最高裁判決多数意見

ところで前述のとおり、最高裁多数意見（10名の裁判官）は、夫婦の同氏を求める民法750条を合憲と判断しましたが、理由中で「選択的夫婦別氏制に合理性が無いと断ずるものではなく、それらについては婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき」と判示しています。判決から既に5年近くが経過し、前項1で述べたように、民意も賛成派が圧倒的多数になっているところ、仮に多数意見の立場に依拠したとしても、導入の機は熟していると考えます。

8 結語

以上の理由により、選択的夫婦別姓制度（氏承継制度）を内容とする早期の民法改正を求めます。

以 上